

年度末及び4月以降の資金繰り対策について

「景気対応緊急保証制度（略称：緊急保証）」は平成23年3月31日の申込受付をもって取扱いが終了することとなっています。

当協会では、年度末に向けて中小企業の資金繰りを支援するために、次のことに取り組んでおります。

☆借入債務の一本化や返済負担の軽減が図れる「借換保証」の推進

☆条件変更（月々の返済負担の軽減）への柔軟な対応

☆「景気対応緊急保証制度（略称：緊急保証）」「創業関連保証」などの各種保証制度による新規資金への対応

☆中小企業ワンストップ電話相談月間（平成23年3月1日～3月31日）と位置付け、資金繰りの相談窓口に関しては、電話相談窓口の時間を延長・拡充して土日祝日を含めて対応することと致します。

平日 9：00～19：00

土日・祝日 9：00～17：00

なお、4月以降も小規模事業者向けの小口零細企業保証制度、創業者向けの創業関連保証制度及びセーフティネット保証制度（※）等について100%保証を継続するとともに、一般保証制度も引き続きご利用が可能です。当協会では、引き続き中小企業の資金繰りに支障が生じないように積極的に支援してまいります。

（※）平成23年3月31日をもって、景気対応緊急保証制度は終了致しますが、セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく認定）は、業種の指定等が変更となり4月以降も継続されます。指定業種等の詳細につきましては、中小企業庁のホームページをご参照下さい。

URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2011/download/110128FF-1.pdf>